

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）（第三条関係）	3
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）	4
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）（第五条関係）	5
○ 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（第六条関係）	6
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）	8
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）（第八条関係）	10
○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）（第九条関係）	13
○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十条関係）	14
○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第十一条関係）	17
○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）（第十二条関係）	19
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（第十五条関係）	27
○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）（第十六条関係）	28
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）（第十七条関係）	30
○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（第十八条関係）	36
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）（第十九条関係）	37
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）（第二十条関係）	39
○ 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）（第二十一条関係）	43

- 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）（第二十二條關係） 48
- 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）（第二十二條關係） 49
- 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）（第二十三條關係） 50
- 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）（第二十四條關係） 52
- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）（第二十五條關係） 56
- 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）（第二十五條關係） 57
- 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）（第二十六條關係） 58
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十七條關係） 60
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十八條關係） 70
- 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）（第二十九條關係） 82
- 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（第三十條關係） 83
- 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）（第三十一條關係） 84
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（第三十二條關係） 88
- 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）（第三十三條關係） 91
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）（第三十四條關係） 94
- 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）（第三十五條關係） 99
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（第三十六條關係） 101
- 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）（第三十七條關係） 102
- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）（抄）（第三十八條關係） 105
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（第三十九條關係） 107
- 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）（抄）（第四十條關係） 113

改 正 案	現 行
<p>（媒介契約） 第三十四条の二（略） 2～10（略）</p> <p>11  宅地建物取引業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて同項の規定による記名押印に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面に記名押印し、これを交付したものとみなす。</p> <p>12  宅地建物取引業者は、第六項の規定による書面の引渡しに代えて、政令で定めるところにより、依頼者の承諾を得て、当該書面において証されるべき事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を引き渡したものとみなす。</p> <p>（重要事項の説明等） 第三十五条（略）</p>	<p>（媒介契約） 第三十四条の二（略） 2～10（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（重要事項の説明等） 第三十五条（略）</p>

2～4 (略)

5 第一項から第三項までの書面の交付に当たっては、宅地建物取引士は、当該書面に記名しなければならぬ。

6 (略)

7 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならぬ。

8 宅地建物取引業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は第三項に規定する売買の相手方の承諾を得て、宅地建物取引士に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。

この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該宅地建物取引士に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

9 宅地建物取引業者は、第六項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第六項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は第六項の規定により読み替えて適用する第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方である宅地建物取引業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第七項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者

2～4 (略)

5 第一項から第三項までの書面の交付に当たっては、宅地建物取引士は、当該書面に記名押印しなければならぬ。

6 (略)

7 宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならぬ。

(新設)

(新設)

は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(書面の交付)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。

4 宅地建物取引業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一 自ら当事者として契約を締結した場合 当該契約の相手方

二 当事者を代理して契約を締結した場合 当該契約の相手方及び代理を依頼した者

三 その媒介により契約が成立した場合 当該契約の各当事者

5 宅地建物取引業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(書面の交付)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

(新設)

(新設)

一 当事者を代理して契約を締結した場合 当該契約の相手方及び代理を依頼した者

二 その媒介により契約が成立した場合 当該契約の各当事者

(手付金等の保全)

第四十一条 (略)

2～4 (略)

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法であつて当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二 (略)

第四十一条の二 (略)

2～5 (略)

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法であつて当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

(手付金等の保全)

第四十一条 (略)

2～4 (略)

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二 (略)

第四十一条の二 (略)

2～5 (略)

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受

産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

改正案	現行
<p>（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）</p> <p>第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項、<u>第五項及び第八項</u>、第三十七条の二、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならない」と、同条第五項中「宅地建物取引士」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同条第八項中「宅地建物取引士に、当該書面」とあるのは「当該書面」と、「提供させる」とあるのは「提供する」と、「当該宅地建物取引士に当</p>	<p>（建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等）</p> <p>第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売については、その者を宅地建物取引業法第二条第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二条、第三十五条第二項及び<u>第五項</u>、第三十七条の二、第三十八条、第四十二条から第四十四条まで並びに第四十七条（同条第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二条、第四十四条及び第四十七条の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「割賦販売の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をしなければならない」と、同条第五項中「宅地建物取引士」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七条の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは</p>

「該書面を交付させた」とあるのは「当該書面を交付した」と、同法第三十七條の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同條第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八條第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三條第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事先取特権」とする。

2・3 (略)

「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八條第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三條第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事先取特権」とする。

2・3 (略)